

奈良市地域自治協議会設立活動交付金交付要綱

奈良市地域自治協議会準備会交付金交付要綱（案）新旧対照表

前回案	修正案
(趣旨) 第1条 市長は、市民参画及び協働によるまちづくりの推進を図るため、地域自治協議会の設立に係る経費に対し、予算の範囲内で奈良市地域自治協議会設立活動交付金(以下「交付金」という。)を交付することについて、奈良市補助金等交付規則（昭和59年奈良市規則第23号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。 (交付対象者) 第2条 交付対象者は、奈良市地域自治協議会の認定等に関する要綱(以下「要綱」という。)第2条に定める地域自治協議会(以下「協議会」という。)を設立するために組織された地域自治協議会準備会（以下「準備会」という。）とする。 2 準備会は、以下の要件をすべて満たすものとする。 (1) 当該地区で活動する各種団体が地域自治協議会の設立に対して理解があること。 (2) 地域自治協議会の設立に対する機運が高く、その実現性が高いこと。 (3) 概ね小学校区を区域とし、原則として、その区域が他の協議会又は他の自治連合会の区域と重複しないこと。 (4) その区域に居住し、又は活動する個人、団体、事業者等で構成されていること。 (5) 目的、名称、区域、事務所の所在地、構成団体、代表者及び役員の選出方法、会議等を民主的に運営するために必要な事項が明記された規約が定められていること。 (6) 地域の住民の誰もが希望すれば準備会の活動に参画できること。 (7) 政治、宗教を目的とした活動を行っていないこと。 (交付対象経費及び交付金の額) 第3条 交付金の交付は1地区につき1回限りとし、対象となる経費及び交付金の額は、別表のとおりとする。 (交付金の交付申請) 第4条 交付金の交付を受けようとする準備会は、規則第4条に定める補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添えて、別に定める日までに市長に提出しなければならない。 (1) 事業計画書	(趣旨) 第1条 市長は、市民参画及び協働によるまちづくりの推進を図るため、地域自治協議会(以下「協議会」という。)の設立に係る経費に対し、予算の範囲内で奈良市地域自治協議会準備会交付金(以下「交付金」という。)を交付することについて、奈良市補助金等交付規則（昭和59年奈良市規則第23号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。 (交付対象者) 第2条 交付対象者は、奈良市地域自治協議会の設置及び認定等に関する要綱第2条に定める協議会を設立するために組織された地域自治協議会準備会（以下「準備会」という。）とする。 2 準備会は、以下の要件をすべて満たすものとする。 (1) 当該地区で活動する各種団体が協議会の設立に対して理解があること。 (2) 協議会の設立に対する機運が高く、その実現性が高いこと。 (3) 概ね小学校区を区域とし、原則として、その区域が他の協議会又は他の自治連合会の区域と重複しないこと。 (4) その区域に居住し、又は活動する個人、団体、事業者等で構成されていること。 (5) 地域の住民の誰もが希望すれば準備会の活動に参画できること。 (6) 政治、宗教を目的とした活動を行っていないこと。 (交付対象経費及び交付金の額) 第3条 交付金の交付は1地区につき1回限りとし、対象となる経費及び交付金の額は、別表のとおりとする。 (交付金の交付申請) 第4条 交付金の交付を受けようとする準備会は、規則第4条に定める補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添えて、別に定める日までに市長に提出しなければならない。 (1) 事業計画書

前回案	修正案
(2) 収支予算書 (3) 規約 (4) 組織図 (5) 構成員及び役員の名簿 (6) その他市長が必要と認める書類 (実績報告書の添付書類) 第5条 交付金の交付を受けた者は、規則第14条に定める実績報告書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。 (1) 対象事業に関する支出を証明する書類 (2) 地域自治計画の策定に関する資料 (3) 対象事業に係る会議録、現場写真、広報紙等 (4) その他市長が必要と認める書類 (その他) 第6条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、その都度市長が定める。 附則 この要綱は、平成 年 月 日から施行する。	(2) 収支予算書 (3) 規約 (4) 構成団体及び役員の名簿 (5) 組織図 (6) 区域を示す図面 (7) その他市長が必要と認める書類 <u>2 前項第6条の規約には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</u> (1) 名称 (2) 設立の目的 (3) 事務所の所在地 (4) 活動の内容 (5) 構成団体に関する事項 (6) 代表者、役員等の職務 (7) 会計に関する事項 (8) 監査に関する事項 (9) その他活動の実施に必要な事項 (実績報告書の添付書類) 第5条 交付金の交付を受けた者は、規則第14条に定める実績報告書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。 (1) 対象事業に関する支出を証明する書類 (2) 地域自治計画の策定に関する資料 (3) 対象事業に係る会議録、現場写真、広報紙等 (4) その他市長が必要と認める書類 (その他) 第6条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、その都度市長が定める。 附則 この要綱は、平成 年 月 日から施行する。

前回案			修正案		
(別表)			(別表)		
対象事業	対象経費	交付金の額	対象事業	対象経費	交付金の額
(1) 協議会の設立準備	賃金, 報償費, 旅費,	〇〇〇〇円を限度とする。	(1) 協議会の設立準備	交際費、慶弔費及び	〇〇〇〇円を限度とする。
(2) 地域自治計画書の策定	需用費, 役務費, 委託料, 使用料及び賃借料, 工事請負費, 原材料費, 備品購入費その他市長が特に必要と認める経費		(2) 地域自治計画書の策定	懇親会等に係る経費を除く経費	
(3) その他市長が必要と認める事業			(3) その他市長が必要と認める事業		